

## ■ 消費者契約法に係る裁判事例の収集及び分析(論点項目)

消費者契約法に関する運用状況の把握に関連すると考えられる裁判例(平成22年以降分)について、資料2に掲載した論点項目との対応関係を整理したものの。なお、各事例の概要は、資料4-2を参照。

テーマ		論点項目	参考事例
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(2条)	・消費者概念の在り方	【7】(個人・否定)、【12】(個人・否定/開業準備)、【26】(個人・肯定を前提/投資目的不動産売買)、【27】(会社・類推否定)、【33】(経営者・否定)、【38】(個人・否定)、【40】(管理組合・否定)、【41】(個人・否定)、【42】(個人・否定)、【47】(個人・否定)
	消費者契約の内容の情報提供(3条1項)	・情報提供義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	【12】
	消費者の努力義務(3条2項)	・消費者の努力義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	
不当勧誘	事業者の行為による誤認(「勧誘」)(4条1項、2項)	・勧誘要件の要否・在り方(インターネット上の広告等)	【17】(広告・否定)
		不実告知(4条1項1号)	・不実要件の在り方
		・告知要件の在り方	
	断定的判断の提供(4条1項2号)	・「将来における変動が不確実な事項」要件の在り方	【37】(未公開株式の上場・時期)
	不利益事実の不告知(4条2項)	・先行行為要件の要否	【26】
		・不告知要件の在り方	
		・故意要件の要否	【26】
「重要事項」(4条4項)	・「重要事項」要件の在り方	【1】、【10】、【29】(重要事項に関連する事項)、【31】(伝えることで合理的判断を妨げる事項・否定)、【32】、【52】	
困惑	不退去(4条3項1号)	・退去すべき/する旨の意思表示要件の要否	
	退去妨害(4条3項2号)	・退去妨害/不退去の要件の在り方	

テーマ		論点項目	参考事例
その他		・ 不退去・退去妨害以外の困惑類型(不招請勧誘、執拗な電話勧誘等)	
	第三者対抗要件(4条5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)	
	媒介者、代理人の不当勧誘(5条)	・ 第三者による不当勧誘行為規制の在り方(「媒介」要件)	
	取消権の行使期間(7条)	・ 適正な行使期間	【30】(期間経過後・否定)
	その他	・ 法定追認の適用除外の要否	
		・ 不当勧誘行為の効果(不当利得返還の範囲、損害賠償請求権)	
	・ 不当勧誘行為に関する一般規定(適合性原則、状況の濫用、暴利行為等)	【22】、【33】(適合性・否定)	
不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	* 債務不履行の免責事由の議論に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項2号「故意又は重大な過失」)	
		* 瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項5号、2項)	
	消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(9条1号)	・ 「解除に伴う」要件の要否	【6】(積極)
		・ 「平均的な損害の額」の意義	【2】(区分)、【3】(9条・10条まとめて判断)、【8】(区分)、【11】、【13】(学納金)、【15】、【18】(区分)、【24】、【25】
		・ 「平均的な損害の額」の立証責任の在り方	【21】(消費者)
年 14.6%を超える遅延損害金を定める条項(9条2号)	・ 14.6%の適正性		

テーマ	論点項目	参考事例
消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	・10条の前段要件の在り方(「任意規定の場合に比して、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」)	【14】、【16】(2要件とも十分な判断なし)、【18】、【19】、【28】(任意規定)、【34】、【35】(後段とまとめて判断・不適用)、【36】、【39】(任意規定)、【45】(後段要件とまとめて判断・適用)、【46】(後段のみ判断・適用)、【50】(任意規定)
	・10条の後段要件の在り方(「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害する」)	【5】(合意成立過程を考慮)、【8】、【9】、【14】、【16】(2要件とも十分な判断なし)、【18】、【19】、【20】(適切な条項の行使の体制・実績を考慮)、【21】、【23】、【28】、【34】、【35】(前段とまとめて判断・不適用)、【36】(契約締結時点の一切の事情を考慮)、【39】、【43】、【44】(合意成立過程を考慮)、【45】(合意成立過程を考慮)、【46】(後段のみ判断・適用)、【50】、【51】(契約締結に与える影響を考慮)

